

だい かい くにたちし しさくすいしんきょうぎかい
第12回 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会

に ち じ 日 時	れいわ ねん ねん がつ にち ごご じ ぶん ごご じ ぶん 令和5年（2023年）10月5日（木）午後7時00分～午後9時00分
ば し 所 場 所	くにたちしやくしょ かい だいち に かいぎしつ 国立市役所 3階 第一・二会議室
ぎ だ い 議 題	<ul style="list-style-type: none"> • ぜんかい の ぶりかえり について • だい 3 じく に たちし けいかく さん について 等
しゅつせきいん 出席委員 (けいしょうりやく 敬称略)	てらしまふくかいちょう いのうえいん おおえだいいん こばやしいいん たかはしいいん ほんだいいん まるやまいん 寺島副会長、井上委員、大枝委員、小林委員、高橋委員、本多委員、丸山委員、 みついいん そばしまいいん ゆきさだいいん つぼたにいん 三井委員、側嶋委員、行定委員、坪谷委員
じむきょく 事務局	おおかわけんこうふくしふちょう おさだ しえんかちょう せきねかかりちょう いしかわしゅき おかだ 大川健康福祉部長、長田しょうがいしゃ支援課長、関根係長、石川主査、岡田 しゅき やまだしゅにん おおはししゅにん まのしゅじ やまぐちしゅじ 主査、山下主任、大橋主任、真野主事、山口主事
ほうちようしゃ 傍聴者	0名

だい かい くにたちし しさくすいしんきょうぎかい
第12回 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会

てらしまふくかいちょう みな ねが ほんじつ わたかいかいちょうたいちようふりよう
【寺島副会長】 皆さん、こんばんは。よろしくお願ひします。本日は綿会長体調不良のため、

か わたし しかい てらしま ねが
代わって私が司会をさせていただきます。寺島です。よろしくお願ひします。

ほんじつ ちやくせつさんか めい かいじょう き さんか めい ゆきさだいいん
本日は直接参加10名、会場に来ていただひておひります。それから、オンライン参加1名、行定委員

はい
はもう入られましたか。

じむきょく はい
【事務局】 まだ入られていません。

【寺島副会長】 そうすると、今は合計10名ということで、定足数に達しております。

欠席は、体調不良により綿会長、それと小林委員が御都合が悪いということで御欠席ということになっております。

それでは、次第2、第11回国立市しょうがいしゃ施策推進協議会の議事録確認をお願いします。

事務局、お願いします。

【事務局】 皆さん、こんばんは。着座にて失礼させていただきます。

それでは、議事録確認の前に、お手元の資料の御確認をお願いしたいと思います。

まず、本日の会議の次第が1枚、資料1としまして、第3次国立市しょうがいしゃ計画（素案）、と
 じたものになります。資料2が第3次国立市しょうがいしゃ計画（素案）に対する意見・質問及び回答
 一覧、資料3が第3次国立市しょうがいしゃ計画（素案）の考え方、A4、1枚のぺらのものです。

資料4が第3次国立市しょうがいしゃ計画-基本理念（案）と、すみません、同じ資料4という番号を
 振って骨子案の2つを資料4とさせていただいています。分かりにくくて申し訳ありません。資料4

は2つあるということをお願いします。資料5が審議スケジュール（案）、A4、横のものです。資料

6が第11回国立市しょうがいしゃ施策推進協議会の議事録、前回の議事録になります。本日御用意

した資料は以上になりますが、過不足等がございましたらお声かけください。

特に資料に問題がなければ、それでは、資料6を御用意いただければと思います。議事録になりま

す。委員の皆様方には事前にメールで送らせていただいておりますけれども、改めて前回の議事録に

ついて訂正等の必要な箇所がございましたら、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【寺島副会長】 よろしいですか。特に問題がなければ、これはホームページに出るのですね。

【事務局】 よろしければ、この議事録につきましては、こちらの内容で市のホームページに掲載させていただきます。

なお、ホームページ掲載用の議事録から委員の名前を削除してほしいという委員様につきましては、そのお名前を削除した上で掲載させていただきます。

また、毎回のことですけれども、議事録を作成する都合上、御発言する際には必ず挙手していただき、会長、本日については副会長が御指名の後に、お名前をおっしゃっていただいた後の御発言ということ、すみません、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で議事録確認を終わります。

【寺島副会長】 どうもありがとうございました。では、審議に入りたいと思いますけれども、次第の第3、第3次国立市しょうがいしゃ計画の審議に入ります。それでは、事務局、説明をお願いいたします。

【事務局】 では、まず前回の振り返りをさせていただきますと思いますが、資料4、第3次国立市しょうがいしゃ計画基本理念（骨子案）を御覧ください。

前回御議論いただきまして、もともと基本理念に「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち」にするため、市民誰もが当たり前前に暮らすまちという形で、前回の計画と同じ基本理念を上げさせていただいておりましたが、前回の審議会、推進協の中で「市民誰もがあたりまえに暮らすまち」は必要ないのではないか。しょうがいしゃ計画であるので、その部分に焦点を当てたほうがいいのではない

いかという御指摘もございましたので、今回は「～しょうがいのある人があたりまえに暮らすまち・
国立の実現」とさせていただきます。

続きまして1、前は「しょうがいしゃ」というような形で入れさせていただいておりましたけれども、「しょうがいのある人」というような形の表現のほうがよろしいのではないかとございまして、そちらに変えさせていただきました。また、後段ですが、「しょうがいに関わる全ての人」という形で入れさせていただいたんですけれども、こちらについては、しょうがいしゃ計画ではあります、全ての人々が共通認識として持っていたきたいものでございまして、こちらについては削除させていただいて、「全ての人々が共通認識として持つ」というような形にさせていただきます。

2番、3番につきましては、同じく「しょうがいしゃ」というところは「しょうがいしゃも」もしくは「しょうがいしゃの」というところが入っていたんですけれども、1番と同じように「しょうがいがある人の自分らしい暮らしの実現」というふうに表現を統一させていただきます。

まず、基本理念の御説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

【寺島副会長】 どうもありがとうございます。前回御提出いただいたものより、かなりスッキリとした表現になるということですが、皆様から何か御意見がありましたらお願いいたします。

【井上委員】 私は市民みんなで協力して、あたりまえに暮らすまちにしたいです。施設ではなくて、地域で暮らしたいです。「しょうがいのある人が地域であたりまえに暮らすために、みんなで協力するまち国立」にしたいです。

【寺島副会長】 どうもありがとうございます。そうすると、しょうがいのある人の安心・安全な生活

の実現の前ぐらいに、住み慣れた地域で安心・安全な生活を実現できみたいな感じですかね。

【井上委員】 私は、表題に対する意見で、基本理念ではなくて、タイトルところで「しょうが

いのある人が地域であたりまえに暮らすために、みんなで協力するまち・国立」にしたいですとい

う意見です。

【寺島副会長】 もうはっきりと文言まで考えてきたんですね。もう1回お願いします。

【井上委員】 「しょうがいのある人が地域であたりまえに暮らすために、みんなで協力するまち・

国立」にしたいです。

【寺島副会長】 今のを繰り返しますと、「しょうがいのある人が地域であたりまえに暮らすために、

みんなで協力するまち・国立の実現」、御意見は今の正しいですか。

【井上委員】 合っていますよ。

【寺島副会長】 そういう御意見がありました。

この御意見に関して、何か皆様から意見がありましたらお願いいたします。タイトルについてです

すけれども、これでいいとか、悪いとか、いや、こうしたいということがあったらお願いします。

【委員】 非常にいいタイトルだと思います。行政だけではなくて、市民みんなが一緒に協力して

いくというすばらしいタイトルだと思いますので、賛成です。

【寺島副会長】 賛成の御意見がありましたけれども、ほかの委員の皆様は何か御意見がありました

ら。

【坪谷委員】 前回休んでしまったので確認なんですけれども、こちらの表題を決める決定プロセスというのはどのようになるのでしょうか。今、表題に対する提案だとすると、例えばここにいるメンバーが10人、10人ともに違う案を出した場合、どうやって決めることになるのでしょうか。合議制なので、それとも市民一般に広く公募することになるのでしょうか。つまり、どういうプロセスでこれを決めていくかということとを先に決めておかないと、みんな好き勝手なことを言えば決まらないと思うのですが。

【寺島副会長】 では、事務局、お願いします。

【事務局】 まず、決定プロセスにつきましては、可能な限り審議会、推進協で合意が得られるような案にしていれば一番よいのかと思います。特に基本理念でございますので、あまりないと思うのですが、例えば意見が対立するような形になってしまって多数決というよりは、皆さんが包含されているような理念のほうがいいのかとは思います。

【寺島副会長】 運営規定は何かあるのですか。

【事務局】 運営規定上は、基本的に最終的にはもちろん多数決というのはあるものではございます。ただ、基本理念については根本となる理念ですので、そこは反対の御意見がもしあるということであれば、そこで議論を尽くした上で、みんなが共通の目標として目指していけるような理念としていただいたほうがよろしいのかとは思います。

【寺島副会長】 規定はあまり見ていないのですが、とりあえず今の御意見としては、全員一致で合意していたものが望ましいと。もしそれで決まらない場合は多数決になるということですね。

【事務局】 はい。

【寺島副会長】 今のところ、賛成意見しかないのですが、もし反対がなければ今のタイトルで決めたらどうかと思いますけれども、確かにすごくいい案だと思います。いいですか。

では、タイトルは「しょうがいのある人が地域であたりまえに暮らすために、みんなで協力するまち・国立の実現」ということで決めたいと思います。

資料4はこれでよろしいでしょうか。ほかにタイトル以外で何かこの文はこう変えたらいいというのがあったらお願いします。

反対がなければこれで。

【井上委員】 難しい言葉が分かりません。「享有主体」が分かりません。分かりやすい言葉でつくってほしいです。

【寺島副会長】 「享有主体」が分かりにくいということでもいいですか。これはどこかに書いてあるんだよね。

【事務局】 「享有」というのは、意味としては生まれ持った、もちろん生まれたときからあるというような意味でございます。なので、もし簡単な言葉だとすると、基本的な人権というのが実際には物すごく難しいのですけれども、「享有」の部分を使い換えるとすると、基本的人権を生まれ持った人、「主体」というのはそもそも存在という意味なのですけれども、基本的人権を生まれながらに持っているというような書き方にはなるのかと思いますが。

【寺島副会長】 「享有」と「主体」も分かりにくいということでもいいですか。

【井上委員】 難しい言葉が分かりません。「主体」が分かりません。教えてください。

【寺島副会長】 「享有主体」というところが分かりにくいということです、これを言い換え

るかどうかですね。委員の皆さんの御意見はいかがでしょう。どこかにこれは書いてありましたね。

【事務局】 障害者基本法をベースにしたかと思えます。

【寺島副会長】 障害者基本法をまねしているんですね。別にまねする必要はないので、言い換え

られるのだったら言い換えたほうがいいのではないかと私は思いますけれども、これは難しいから

宿題にして後で、次回か……。

【事務局】 そうですね。この案を次回までに何個か、基本理念は非常に重要なところでございま

すので、確におっしゃられるように、誰もがぱっと見て分かりやすいというのは、基本理念に関し

ては重要なことかと思えますので、事務局で何点か案を作成させていただきまして、次回、基本は

方向性そのものは問題ないということでもよろしいでしょうか。そうであれば、この次の議論そのもの

には影響を及ぼさないで、言い換えという意味であれば、何点か案を作成させていただきたいと思

います。

【寺島副会長】 方向性について御異存があるような方はおられますでしょうか。

特にないようですので、方向性はこれでよろしい。そして、言葉遣いについて、誰でもが分かるよ

うな形の表現にする。その案については、多分ここで決めるのは難しいですので、次回までに幾

つか案を出していただくということにさせていただきます。資料4はこれでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に……。

【事務局】 資料4は実はもう一つありまして、骨子案も前回御議論いただいたところでございます

ので、そこについて振り返りをさせていただきたいと思っております。

まず、1番と2番、「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」というところがございまして、

こちらは前回2番でございました。その中に差別、偏見、不平等も入れたほうが良いという御意見

がございましたので、そちらを入れさせていただいた上で、非常に重要な項目ですので、先頭で述べ

たほうが良いという御意見もございましたので、1番につけさせていただいております。

大きな2の「住み慣れた地域生活継続のための支援、地域生活への移行」という形ですけれども、

こちらにつきましては、内容を見ている際に、実際に地域移行というのはもちろん大事なんですけど

ども、今現在、住み慣れた地域に住み続けるということも重要な点かと思われましたので、順番を

か 変えさせていただいて表題とさせていただきます。

前回、1番から6番までありまして、「⑤当事者及び家族」と入れさせていただいたんですけど

も、「当事者及び関係者」という形に変えさせていただいております。前回、⑥としまして庁内連携

の推進という形に入れさせていただいたんですけども、実際に私どもで素案を作成する中で、例

えば①とか⑤と内容としては非常に重複してしまっておりまして、同じ内容を重複して書く、それ

ではあまり意味がありませんでしたので、⑥については①や⑤に含めるという形で削除させていた

だいております。削除しても内容はほかの項目に入っているというものでございます。

それ以外にも、大きな3につきましても「すべての子どもが」という部分で「フルインクルーシブ

教育の推進」ですとか、間に教育環境の整備ということも入れさせていただいたんですけども、

そもそもフルインクルーシブ教育そのものが必ずしもソフト的なものだけではない。フルインクルーシブに向けての教育環境の整備というところがございましたので、こちらを片方だけというのは正直書いていて難しかったというのもございまして、①②につきましては統合させていただいて、全体的にフルインクルーシブ教育の推進という形で入れさせていただいております。

大きな4番以降につきましては、大きな変更はございません。こちらは、私どもが実際にこれから御審議いただきます素案をつくる際に、大きな方向性という形で骨子をつくらせていただきました。

これも事務局の都合で大変申し訳ないんですけども、実際に素案を書いてみると、重複する項目が非常に多かったというところもございまして、例えば1番ですとか2番に関しては一部変更させていただいております。

内容としてはもちろん入ってはいるんですけども、大きな項目の次の中項目に関しては、今後、事務局で素案を作成する中で、内容としては入れる予定ではございますが、重複してしまう場合に限りましては、一部、中項目に関しては統合させていただいたりという形で進めさせていただく場合もあるかと思っております。その場合には、実際の素案の説明の際に、前回、骨子として入れられたものに関しては、こことここはここに入っていますという形で御説明を差し上げる予定でございます。

骨子案については以上でございます。

【寺島副会長】 どうもありがとうございました。今のお話だと、資料4の後のほうの資料は、四角で囲んである部分は変えないけれども、①②とかというのは今後変更になる可能性がありますという

ことでいいですか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【寺島副会長】 そうすると、そのやり方について何か御意見はありますでしょうか。しょうがないですね。まだ内容がないので、タイトルを後で変えさせていただくかもしれない、それはしょうがないかと思えますけれども、大きな四角の中に入っているところはもう変えないということなので、これを中心に、これでよいかどうかをお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【坪谷委員】 こちらの題名のことに関してはあまりないのですが、この「差別、偏見、不平等の解消」というところの「不平等」という言葉を付け足すということで、事務局で付け足されたんですか。

【事務局】 こちらは委員から、不平等というようなお話がございましたので、そちらで追記をさせていただきます。

【坪谷委員】 ありがとうございます。私がお勉強なのかもしれないのでお伺いしたいんですけども、しょうがいを持った、私の子もそうですけれども、合理的配慮を必要としているということで、平等よりも求めるのは公平なんです。平等と公平を私はあえて気をつけて使い分けるようにしているんですが、ここで言う不平等と言われてしまうと、我々が必要としている合理的配慮というものが排除されるようなイメージを私は持ってしまうのです。ただ、世間一般的に差別、偏見をなくそう、それは不平等ということであれば、まあいいのかなとは思いますが、公平と平等というのは、何か意に介される不平等の解消と書かれたのかというのがちょっと気になったところ

ではあるんですが、どうなんでしょうか。

【事務局】 私ども、不平等について非常に重要な観点かなと思い、御意見をいただいたと思いま
して追記させていただいております。確かに、公平と平等についてというところで差はあるのかと思
いますけれども、実際にこちらで入れさせていただいた委員から御指摘いただいたところというのは、
同じくしょうがいしゃ計画の中で、前回、中間評価のところでもいろいろとあったかと思うんですけ
れども、いわゆるしょうがい種別において、いろいろな施策上で少し足りない部分がある、それが平等と
いうのちょっとわかりませんが、足りない部分があると。極端にこちらの種別のしょうがい
については一部施策が進んでいないですとか、そういったところもあるというような観点から、不平等
というような形なのかなと事務局では解釈しております。

【坪谷委員】 ありがとうございます。

【寺島副会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 入れてほしいと言ったのは私だと思います。少し言葉を説明させていただきますと、この
最初のパートが非常に重要でありながら、骨格ができていたんですが、不完全だったので、不平等
という言葉も加えることで、単に差別、偏見というのは意識ですね。不平等というのは、実は制度だ
ったり、次の権利擁護の推進と虐待の防止というのとも少しつながってくるので、要素としてこうい
う言葉、まだ私は実はこれでも足りないと個人的には思っております。

何が足りないかという、痛みを理解してもらおうということを宣言したいのですが、
これは3回か4回ぐらい言っているんですけども、これは絶対に入れていただけないですね。つ

まり、しょうがいしゃの人たちの本当の切なる痛みというのが分からないと、フルインクルーシブに
 つながらないし、思いやるということがとても大切ということはどこかにうたってほしいんですけれ
 ども、すぐさま行政サービスの強化みたいなのがぞくぞくと来てしまって、差別、偏見、それから権利
 擁護といっばい行政サービスにすっ飛ばしてしまっているの、実はこの最初の骨格のと
 ころを、痛みを分かちあう問題として理解して、そして支え合う。支え合うという段階でサー
 ビスになるのです。行政サービスのところに入っていくんです。そういう骨格立てにしてほしいなと
 いう気持ちがあって、実は不平等という言葉が的確かどうかは私自身、自信はなかったのですが、
 も、加えることで一番最初の骨格概念のところは少し埋まったような気がしたんです。

でも、痛みの共有とか理解の推進ということ、フルインクルーシブという言葉だけで終わってしま
 ってほしくないなと思ったのが、ずっと思い続けています。でも、残念ながらずばりいい提案ができ
 ないです。すみません。

【寺島副会長】 どうもありがとうございました。ここの部分は、いずれまた話が出てくるわけ
 すね。そのときに、言葉とか理念とかについて、もう少し詰めていって適切な言葉をつけ加えるとい
 うことにしましょうか。今言っている、あまり具体的な話にならないと思いますので、先ほどの
 公平と不平等の違いとか、今の痛みの共有と不平等の関係とか、そういうものを含むのかどうかとい
 うところが議論されるべきではないかと思っております。

この四角の中はこれでいいでしょうか。1から10まで、最初は差別解消、権利擁護の推進及び
 虐待の防止……。

【本多委員】 でも、今、司会のほうから、この議論は後でおっしゃったので結構です。

【寺島副会長】 すみません、せっかくだから今言っておいてください。

【本多委員】 すみません。委員のおっしゃっている意図はすごくよく分かって、前回この文章に

ついて私も特に反対意見を申し上げたわけではなかったんですけども、坪谷委員がおっしゃるよ

うに、平等ということと公平ということの違いは明らかにあるなと私も思っています。施設で働い

ているので、どうしても平等という感覚が今まで自分はすごく強かったです。

例えば施設で利用者さん皆さんにお茶を差し上げるときに、一人一人は飲みたいものが違うのに、

一律にコーヒーを出すですると、コーヒーを飲みたかった人は100%の満足度なんですけれども、コ

ーヒーを飲みたかった人は1%も満足ではないんですね。でも、施設職員としては、一律に出してきた

ことが平等だというふうに考えていたので、それは明らかに誤りだったなというふうに思ってい

ます。なので、欲しいと思うものに全員ヒットするものを差し上げるのが多分公正とか、分かりやす

く言うと、そんなふうな意味合いなのかなと思うので、意図としては委員のおっしゃることが入れば

いいなと思いますけれども、表現としては、やはりもう1回考えたほうがいいのかというふうには

思いました。ありがとうございます。

【寺島副会長】 どうもありがとうございました。そここのところは、後でまたタイトルをつけるとき

にもう1回議論するというにしておきましょうか。確かに平等というのは一体何なのかという

のが概念としてよく分からないけれども、むしろ一律に取り扱わないとかということなのかもしれ

ない。ということで、ここはペンディングにさせていただいて、内容ができたときにタイトルを適切

なものにするということにさせていただくと。

この10個の大枠について、これでよろしいでしょうか。

【大枝委員】 10個の枠に入ったもの以外の話をしても大丈夫ですか。よろしいですか。この骨子案

であればよろしいですか。

【寺島副会長】 どうぞ。

【大枝委員】 「しょうがいのある人」というふうに書き換えたということをお聞きしたんですけれ

ども、2の②が「しょうがいしゃの自己決定の尊重及び意思決定の支援」、ここは「しょうがいしゃ」

というのが残っているんですけれども、これは何か意味がありますか。

【寺島副会長】 事務局、お願いします。

【事務局】 特に意図はないので、こちらも「しょうがいのある人の自己決定の尊重」という形で

変えさせていただきたいと思います。

【大枝委員】 ありがとうございます。

続けてなんですけれども、3の②の「しょうがい児の健やかな育成のために支援」とあるんですけ

れども、これは「しょうがいのある子ども」と書き換えなくても、「しょうがい児」という言い方に

関してはこのままでいいということなのか、これを機に子どもについても「しょうがいのある子ども」

と変えたほうがよいのか、そこはいかがでしょうか。

【事務局】 「しょうがい児」「しょうがいのある子ども」、実はしょうがいのある人という形で

比較的良好に使うんですが、「しょうがいのある子ども」、ただ、同じルール上で考えると、同じよ

うな形にはなるのかなと思います。なので「しょうがいのある子ども」というのはいかがでしょうか。

【寺島副会長】 しょうがいのある児童、子ども……。これはもう決めておいたらいいですね。要望

だけなので、「しょうがいのある人」「しょうがいのある児童」ですか「子ども」ですか。

大分前から言われているのは、「子供」というのが非常に差別的だということで、「ども」は平仮名

にしているんですね。「供」は使わないようにしているみたいなことがあって。

【三井委員】 題のところで「すべての子どもが」と書かれているので、「しょうがいのある子ども」

でいいのかなと思いますが、どうでしょうか。

【寺島副会長】 それでよろしいでしょうか。特に「子供」を「子ども」にして、「しょうがいのあ

る子ども」、それから「しょうがいのある人」というふうに用語を統一するというでよろしいで

しょうか。そうすると、後のほうにも何かありますね。「しょうがいしゃスポーツ」はしょうがない

ですか、これはこれでいいかな。

【事務局】 固有名詞ですが、私どもは確認できなかったのですが、改めて見ると、「しょうがい

者」というと、国立市では18歳以上、漢字で書く場合にはあえて分けさせていただいて、「しょ

うがい児」とした場合には18歳未満、「しょうがいしゃ」をそれぞれ漢字で書いた場合には18歳

以上の成人という形で分けさせていただいております。「しょうがい児」ではということでスポーツ

はありますので、つまり、ここは全部開いた「しょうがいしゃスポーツ」というのが用語としては適切

かなと思います。

【寺島副会長】 そうすると、児も大人も含む場合は「しょうがいしゃ」と全部平仮名にする。用語

の統一なので、そういうふうにしましょうか。「しょうがいのある人」「しょうがいのある子ども」、

両者を含む場合は「しょうがいしゃ」でよろしいでしょうか。

【坪谷委員】 とりあえず中身の細かいところは後でとおっしゃっていたので、四角の10個でいいですかということでしたので、2つほどあるんですが、10番と8番、8番はいいんですけれども、たびたび「等」という言葉が出てくるんですが、「等」はあえてつけたのか、何をイメージして「等」をつけたのか、特に10番ですね。「行政等」というときに、何を含まうとしてあえて「等」をつけたのかというのがちょっと気になるんですが。

【事務局】 10番の「行政等」につきましては、おおむね窓口の配慮については、我々は庁舎内でもちろんやっていかなければいけないところでございます。一般的に行政となりますと、市役所だけしか示しませんので、行政といたしましても、実際には市役所の関連するような部署がいろいろございます。例えば、芸小ホールですとか、そういったところも市から指定管理として出していますので、そこについても「等」の中に入れて、市役所に関連するところについてはしっかり配慮の徹底をしていくというところで「等」と入れさせていただいております。

【坪谷委員】 ありがとうございます。そういうことでしたら、特に大丈夫かと思えます。こういうので悪意のある人に揚げ足を取られないということが非常に重要かと思えますので、言葉尻は気をつけたほうがいいのかなと思って、先ほどの委員の発言にあった思いを不平等と載せたという話であれば、後半のほうも全て、我々が今必要なのは合理的配慮ということが一番重要なことなので、合理的配慮ということの反対の言葉は平等という言葉なんですよ。平等という言葉はなくしたほう

がいいかもしれないですね。その点は意見として言っておきますので。

【寺島副会長】 議事録に記録しておいていただいて、ここの議論の中で取り上げていただきたいと

おも
思います。

この 10 番の「行政等における配慮」というのは合理的配慮のことなんですか、それとももっと

広範囲な配慮のことを言っているのでしょうか。

【事務局】 こちらの配慮の充実に関しましては、少し広汎的なことを考えてはおります。ただ、

①に書いてありますように、窓口の手続きにおける配慮というのは、市役所で一番ネックになるとこ

ろ、市役所の手続き面で一番最初に配慮していただけて、残念ながら本来、来た目的を達せなか

ったというのは、実は直近でも結構ありました。そういったところもあって、職員研修とかも実施

しておりますので、まずはそこというところではあります。ただ、バリアフリーだけではなくて、質

の環境の整備に関しても、市役所でできる限りの配慮をしていくという点も含めております。

【寺島副会長】 そうすると、今の回答は、配慮はもう少し広い範囲を含むものだという点でいい

ですか。

【事務局】 はい、そのとおりでございます。

【寺島副会長】 そうすると、10 の①以外にも何か入ってくる可能性もあるわけですね。①は

「合理的な配慮の周知」と書いてありますね。「必要な環境の整備」というのが配慮のやや広いとこ

ろになるんですかね。

【事務局】 はい、そのとおりでございます。

てらしまふくかいちょう わ
【寺島副会長】 分かりました。

ひと ぼく もう一つ僕からいいですか。10番の①は「合理的な配慮」になっているけれども、ほかのところは
ごうりてきはいりよ か 「な」 はい が入っている。差別解消法では「な」 はい が入っているのだろう
おも と思うんですけれども、この違いは何か意図しておられるんですか。

じむきょく すみません、「な」については特にこだわりはないです。横並びの徹底ができていなく
よこなら てっぺい

だいへんもう わけ て大変申し訳ございません。その部分は、ここは「合理的配慮」と入れさせていただいております
ぶぶん ごうりてきはいりよ い
ので、「な」のぞ もんだい おち を除いても問題はないのかと思います。

てらしまふくかいちょう と ほうりつじょう はい
【寺島副会長】 では「な」を取るということでいいんですかね。法律上は「な」が入っているの
さべつかいしょうほう ごうりてき はいりよ いっぱんてき ごうりてきはいりよ けんり
ですね。差別解消法では「合理的な配慮」なんですけれども、一般的には「合理的配慮」という権利
じょうやく ようご つか じょうやく ばん なか と 条約とかの用語を使っているということです。ここの10番の中は、取りあえずこれでよろしいです
さいあく あと か きほん か こうもく
か。最悪、後で変わることもあるかもしれないけれども、基本は変えない、10項目。よろしいでしょ
うか。

では、よろしいということで、こま あと か かのうせい
細かいのは後で変わる可能性があるということです。

ゆきさだい いん はい なに ごいけん
行定委員はもう入られているのでしょうか。何か御意見はありますか。

ゆきさだい いん とく
【行定委員】 特にありません。

てらしまふくかいちょう こうもく き
【寺島副会長】 では、この10項目ということで決めさせていただきます。

しりょう お きょう しりょう そあん ちゅうしん
資料4はこれで終わりということで、今日は資料1、素案についてということが中心になります。

こ きょう こ こ そあん だ じむきょく ごせつめい
10個のうち、今日は3個までですか。3個までの素案が出されています。それでは、事務局から御説明

ねが
をお願いいたします。

じむきょく そあん はい まえ そあん ぜんたいてき か かた かんが かた かんたん ごせつめい
【事務局】 まず、素案に入る前に、この素案の全体的な書き方の考え方につきまして、簡単に御説明

さ あ
を差し上げます。

しりょう まいかみ ころん
資料3のA4の1枚紙を御覧ください。

こんかい けいかく そあん つく あ わ
今回、しょうがいしゃ計画の素案を作るに当たりまして、4つのパートに分けさせていただいてお

ります。

かだい かだい げんざい じょうきょう かだい もんだい
まず、課題でございます。課題につきましては、現在の状況につきまして、こういった課題、問題

があるというところの ちゅうかんひょうか よ
を述べさせていただいております。こちらには中間評価でお寄せいただきまし

さまざま ごいけんとう なか しゅ あ きさい
た様々な御意見等につきましても、その中の主なものを挙げて記載させていただいております。

じっさい げんじょうかだい げんざい たい こん ご ねんかん
実際に現状課題について、まさに現在でございますので、それに対して今後の6年間でどのような

ほうこうせい も しさく すず ほうこうせい
方向性を持ってしょうがいしゃ施策を進めていくのかにつきましてまさに方向性でございます、

こちらについてがいちばん重要なところでございます。この方向性で、このような形で6年間進めていく

ということについて、ほうこうせい かだい たい とりくみ ぜんたいてき
方向性の中に入れさせていただいております、課題に対する取組の全体的な

ほうこうせい きさい こまか しさく とく の
方向性を記載しておりますので、細かい施策については特にここで載っているわけではございません。

つづ しひょう いま けいかく こうちく
続きまして指標でございます。こちらは今までしょうがいしゃ計画でこれまでにはなかった項目で

ございます。しひょう めいろう ちゅうかんひょうか しひょう
指標と銘打ったものはあったんですけども、中間評価で指標となっていなかったとい

うような御指摘がございました。い た た た な た た た
わゆる達成度合い、何をもってそれが達成していているのかと

いうところのものは分からない。例えば、そうだんしえん けんすう けん かり けん ぶん
相談支援の件数が10件から仮に15件に増えたところで、

これがそもそも適切なかどうかということがわからない。増えているので悪くはないのでしょ

うけれども、本当に適切なかどうかすらわからないというような御指摘も多数いただきました。

ですので、次期計画の指標につきましては、数値化、いわゆる定量化されているものに関して目標

を掲げるというような形とさせていただきます。そのかわり、前回の計画につきましては数値化が

できないような、先ほど言いました数値は入っているけれども、数値目標ではないようなものも、

規模感が変わっていますみたいなものも入っていたんですけれども、その目標値として設定しづら

いものに関しましては、入れないという形で掲示させていただいております。

ですので、残念ながら方向性の中には、例えばなかなか数値目標とできないものに関しましては、

一つ一つに指標が対応できない。可能な限り指標を一つ一つに対応させたかったですけれども、で

きないものもございます。

最後に、関連の施策でございます。こちらは、上までの指標ですとか方向性ですとか、主に方向性

に関連する事務事業、要は施策というか、事業を挙げています。いわゆる事務事業というのは、必ず

しも市で何々事業、例えばタクシー券配付事業とか、そういったところを事務事業と言わせていただ

いておりますが、実際の事務事業となっていないような、周知啓発ですとか、そういったものは事務

事業になっていないものもありますので、そこについては事務事業ではないので「等」と入れさせて

いただいております。

記載させていただきました関連施策につきましては、現状、今あるものでございまして、当然取組

の中で方向性によっては若干ここに書いていないようなものが新たに施策として入ってくるという

こともあります。現状ここに影響を与えますというところで書かせていただいております。

計画の素案の書き方につきましての御説明は以上でございます。

【寺島副会長】 資料3にありますように、現状課題、方向性、指標、関連施策というそれぞれの

基本施策ごとに、そういった内容を書いていますということなのですが、何か御意見がありましたら

お願いします。

【委員】 一番最初にタイトルとして井上委員から、「みんなで協力する」という言葉が入りまし

た。その部分がどこに該当するかというと、まだ欠如しているんですね。

それから、行政について「庁内連携を」というのが削除されちゃいました。連携する、個々では

弱いけれども、例えば福祉であれ事業であれ、いろいろな人たちの力を束ねていくというのが行政の

仕事として私はとても大切なものだと思っているんです。行政だから集まってこられるということ

があるので、みんなが発展するのを待ってまいしょうとか、与えられた予算を使ってサービスをやり

ますというだけのように見えてしまうので、連携させていく、強化していく、力を束ねていくぞとい

う勢いと心を何とか入れたものに骨格もしていただきたい。

では、1、2、3、4、5、6と、その中に連携強化の部分をごどこに立てたらいいのか、あるいは

1番に入れるのか分からないんですけども、せっかくタイトルに皆で協力するというのは、個々

の力を束ねていくということが行政に課されていると思うんですね。フォーカルポイントと言おう

か、役立つものの中心といいましょうか、個々の目を生かしていったというものを何かどこかに入れ

てほしいと思ったんです。

2の中に庁内連携だったからちょっと異質だったんですけども、庁を超えて、いろんな大切なこの趣旨に合ったものについては育てていく、強化していく。そして、それぞれが育っていく助力をします、支援をしますというようなものをどこかに入れてほしいように思うんですけども、せっかくタイトルに入って、私はすばらしい概念だと思うので、皆の力を利用するという言葉にされたわけですから、これは非常にすばらしいと思うので、ぜひその概念を入れていただくとありがたいかなと思います。

【事務局】 御意見ありがとうございます。庁内連携につきましては、削除したというか、表現としては確かに抜かしておりますが、実際には中身としては方向性の中に入っております。具体的には後ほどの素案の中で御説明を差し上げますけれども、例えば資料1の20ページですとか、そこに庁内各所ですとか社会福祉協議会ですとか、支援機関とネットワークを形成して連携を密にするですとか、前回、中間評価の中でも御指摘がございました重層的支援体制整備事業ですとか、これも難しいんですけども、いろんな支援機関を面でつなぐというか、連携して皆様の地域生活を支えていくという地域生活支援拠点の面的整備ですとか、そういったところで庁内だけではなく、少し全体的に関係者で連携していく。もちろん、当事者の施設とか介護者とも連携していくところで項目としては入れさせていただいていると考えております。

【寺島副会長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 庁内は当然なので、ここで書かなくていいということですね。だから、行政が行政以外の人たちとか、当事者とか家族会とか福祉とか医療とか、いろんな人たちの個々の努力を結実させて

いくための努力みたいな概念が欲しいなと思っております。そのために皆で協力するまちと書いて、これはすてきなものなので、今日の一番の成果はここだと思うので、これを生かしたような柱立てにしていだけるといいなと思ったところです。今、これを議論するのはとても難しいところなので。

【寺島副会長】 ありがとうございます。この指標の中に連携みたいな手法を入れておいてもらえばいいのではないかなと思うんですね。それでいいですか。

【事務局】 厳しい御指摘ありがとうございます。項目の中で、後ほど御説明する中で、さらに追加する、みんなでというところの部分が今回、基本理念の中に入りましたので、その部分を強化したような形で追記をしていくような形はあるのかなと思っております。

先ほど副会長からおっしゃっていただいた指標について、どのような指標が一番適切かということに関しましては、事務局でも一旦考えさせていただいて、例えば今、正直、国立市では中間評価でも御指摘いただいたとおり、地域生活支援拠点というものの面的整備をやるといいながら、なかなか整備されていない状況なのです。例えば今の現状で4拠点だったものが将来的には10拠点になれば、非常に強化されているというのは分かりやすいかとは思いますが、実際に面的整備そのものをどのような形にしていくかということも、具体的な議論もできない中で、いたずらに拠点数を増やせばいいのかということもございますので、そこら辺は事務局でも検討させていただきたいと思えます。

【寺島副会長】 指標の中に連携を、何か強化できるような指標を考えてくださいという意見があったということでもよろしいでしょうか。

【丸山委員】 ちょっと戻ってしまっても大変申し訳ないんですけども、骨子案の10、ずっと考えていたんですけども、「行政等における配慮の充実」ということで、窓口の手続きにおける合理的な配慮ということで、若干限定しちゃっているのかなというふうな印象があって、先ほどの説明で市役所だけではなく関連のところというのも当然入ってきていたと思うんですけども、「行政等」の「等」は、私は市内にある全ての受付をする者とか、それこそみんなでのところに引っかかってくるのかなと何となく思っていて、そこを少しいじると、連携ではないんですけども、合理的配慮をみんなができるというか、意識もせずに、そういうことができるというのが本来理想なのだと思うんですけども、そういう書き方にできないのかなとずっと考えていて全然思いつかないんです。

窓口、手続き、もちろん合理的配慮が必要だと思うんですが、そこだけではだめなんじゃないかなと思いますし、そこがもう一つ広く書けると、どうでしょうかということですが、すみません、提案できる言葉が思いつかず申し訳ありません。

【寺島副会長】 ありがとうございます。今の御意見は、10番をもう少し連携を含んだようなタイトルにしたらどうかという話なんですね。事務局、お願いします。

【事務局】 御意見ありがとうございます。確かに10番だけを見ると、非常に狭く見えるのかなと思っております。実際に先ほどの御説明の中でも御説明を差し上げたように、全般的に前半でいろいろ書いてくると、同じようなもので包含されてしまうというのが若干出てくるのかなと思っております。

例えばなんですけれども、骨子案であれば、大きな7番のところに合理的配慮という形で、生活

環境の整備というような形を入れさせていただいております。おおむねここで今の段階で想定させていただきます。行政機関というよりは、例えば来年、6年4月から民間事業者に関しましても合理的配慮が義務化されますので、そのあたりの周知ですとか、そういったところを想定しています。なので、どちらかという、市から外の全体的な市の中での合理的配慮の徹底をお願いしていくというような形になっております。

一方で10番に関しましては、どちらかという、ちょっと内政というか、我々の市としては、最低限この部分は自分たちのことでありますので、しっかりやっていくところを述べさせていただいておりますので、もしかしたら10番というよりは大きな7番の中で包含させた上で、全体的な中で当然市役所がやるんでしょうと。あまり芸小、芸小と言って申し訳ないんですけども、例えば芸小ですとか体育館についても、当然やっていくんだよねというところを入れていくという形で、最終的には10番は単一項目として置くのはどうなのだろうという形になる可能性もあるのかなとは思っております。

【寺島副会長】 ありがとうございます。丸山委員、いかがでしょうか。

【丸山委員】 説明ありがとうございました。10だけとても限定されていると思うんですね。窓口というところと、もちろん、とても大事なことだとは思いますが、大きいしょうがいしゃ計画の中で、大きい項目で出てくるところで、多分ずっとどうにかできないかと思いつけていたのだと思うんですけども、またそこで考えていただければと思います。

【寺島副会長】 ありがとうございます。では、この10番は庁内連携だとか、それ以外の機関の

れんけい ぶく れんけい か
 連携も含めて、連携というように書かれているようなものにするというのでいいですか。あま
 りにも行政の中での連携だと話が狭いような気もしていますので。

【委員】 私わたしも賛成さんせいです。10のタイトル自身じしんを「行政等ぎょうせいとうにおける合理的配慮ごうりてきはいりよの周知しゅうち、環境かんきょうの整備せいび、

れんけい きょうか
 連携れんけいの強化きょうか」のようなものにしていただいて、その中身なかみとしてずらずらと幾らいくでもぶら下がるように

したほうがよくて、「①窓口まどぐちの」というのがあまりにも急きゅうに狭いせまという印象いんしょうは免れないまぬがといいまし

ょうか、ですので、合理的配慮ごうりてきはいりよ、環境整備かんきょうせいび、それから連携強化れんけいきょうかといったような目指す取組方めざ とりぐみかたの指針ししんみ

たいな形かたちにして、あと細目さいもくはまた追って整理せいりしていく方向ほうこうでよろしいのではないかとおも思ったんです。

【寺島副会長てらしまふくかいちょう】 ありがとうございます。それでは、繰返しくりかえになりますけれども、井上委員いのうえいんから「み

んなで」というとてもいいアイデアでが生まれたので、連携れんけいということを書き10番ばんで書いていただくとい

うふうにしていいですか。書くほうは大変たいへんだけれども、重要じゅうようだおもと思います。

いま じかん す
 今、1時間いちじかん過ぎましたので、少し休憩きゅうけいを入れたいいと思うんですけれども、17分ふんまで休憩きゅうけいでいいで

しょうか。では、8時17分じ ふん きゅうけいまで休憩きゅうけいします。

きゅういこい
 (休憩)

【寺島副会長てらしまふくかいちょう】 もう始めてよろしいでしょうか。

それでは、こちらの議論ぎろんは一応いちおう終わったということで、次の議題つぎ ぎだいに行きたいいと思うんですけれども、

資料1「しょうがいしゃ計画けいかく（素案そあん）」の3について御審議ごしんぎいただくということでお願いします。で

は、事務局じむきょく、最初の1. 差別さべつの解消かいしょう、権利擁護けんりようごの推進すいしんおよび虐待ぎゃくたいの防止ぼうし、①差別さべつ、偏見へんけん、不平等ふびょうどうの解消かいしょう

（心のバリアフリーこころ）の説明せつめいをお願いします。

【事務局】 それでは、施策の1番、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止の中項目の①差別、

偏見、不平等の解消（心のバリアフリー）について少し説明します。

資料1を御覧いただければと思います。すみません、全文読み上げるとはいたしません。どのよ

うな内容が書かれているかということをおいつまんで御説明させていただきますので、よろしく願

いします。

まず最初、課題のところ、現状の課題というところがあるんですけども、今回、前回のこの推進協

の中でも御報告、御案内しましたように、今、国立市内で実態調査を実施しております、全てでは

ないんですけども、実態調査に関連する質問項目がある場合については、ここで実際の数値を読み

上げるとすることで、これ以降もやっぴいこうかと思ひます。ただ、全て該当する質問項目があるわ

けではないので、ないものについては、そういった読み上げはないということです。なので、すみま

せん、まだ実態調査が終えられていない、集計ができていない中ですので、数字に関しては●という

形の扱いを冒頭で報告させていただいています。

課題のところの大きな内容では、差別解消法について改めてここで取り上げて、先ほど委員から

も発言がありましたような合理的配慮の必要性ということは差別解消法で大きくうたわれたところ

と、あわせて国立市内においては、あたりまえ条例というものがある、その中で市、市民及び事業者、

これもみんなということにつながるかとと思ひますけれども、合理的配慮をするように努めるも

のとするということで、国立市としては、こういう流れで現状ではあるのですが、実は徐々に

そういった考え、意識というのは浸透しつつあると思ひうんですが、1ページめくっていただきまし

て、最後に、当事者の方々が地域生活を行う中で、差別、偏見、不平等といったことを感じる場面が

実際にはまだあるということを強い認識に基づいたということですね。実際にあるんだということ

あえてここで強く言い切ることが大事なのかなということ、だんだんいい世の中になっていますとい

う論調で進めるよりは、むしろまだまだ必要、足りていないんだというところを強くというところで

展開が求められますというような書きぶりにしております。

次の方向性のところですけども、先ほどの公平、平等に若干関する部分になるかもしれませんが

けれども、合理的配慮というのはあたりまえで、個別の事案ごとにしょうがいの特性ですとか、御本人

の状況だとか置かれている環境とかによっても本当に多種多様というところがありますので、

合理的配慮ということを考える場合には、そういった柔軟な配慮とか対応が必要なんだよというこ

とを改めて市民一人一人に周知、理解を深めることが大事だよというような書きぶりをしていきます。

それと、先ほどの痛みの理解にも若干関する部分があるかと思えますけれども、そういったソフト

面、ハード面、いろいろ進めていく中で、実際にしょうがいを持っている方々のしょうがい種別によ

る特性ですとか、もちろん個々にも差はあるんですけども、そういった特性ですとか、あとは地域

生活において実際にどんな困難を抱えているかということ、そこが痛みの理解となるかどうか分かり

ませんが、そういったところも含めた上での周知啓発ということと同じ市民であるという立場、これ

もみんなでということに関わると思いますが、そういったところでイベント等の交流の機会

を通して心のバリアフリーを進めていこうというような方向性です。

あと、そういう環境整備とか、いろいろ周知啓発ということで周りだけではなくて、しょうがいを

も とうじしゃじしん ひつよう じぶん いし ひょうめい ひごろ
 持っている当事者自身も、必要なときに自分の意思をちゃんと表明できるようなことを日頃からやっ
 ておかないと、いざ大事なときに自分の気持ちを伝えられないということもあるのか、そういったと
 ころについての取組も必要かということです。

それと、これはちょっとお恥ずかしい話 ですけども、中間評価のときにも指摘されておりました
 たけれども、しょうがいしゃさべつかいしょうほう ぎょうせいきかん しょくいんたいおうようりょう
 障害者差別解消法においては、行政機関というのは職員対応要領というのをにつくら
 なければいけないことになっているんですけども、くにたちし さくせい
 国立市はまだ作成ができておりませんので、そ
 こについても引き続き進めていくということになるかと思えます。

さき かちょう らいねん がつ みんかんごとぎょうしゅ いま どりよく ぎ む
 先ほど課長からもありましたように、来年の4月からは民間事業者についても、今までは努力義務
 だったのでですけども、ぎむか じゅうち いま
 義務化されるということもありますので、そのあたりの周知についても、今
 までやっていなかった部分があるので、そのあたりはより力を入れなければいけないということ。

さいご いく とりぐみ じゅうぶん ごいけん
 最後に、これまでも幾つか取組があるんですけども、まだまだ十分でないような御意見もありま
 すので、せんきょ ごうりてきはいりょ こうせんほう かいせい きんりんじちたい
 選挙のときの合理的配慮ということについても、公選法の改正ですとか、あとは近隣自治体
 たいおう ようす さんこう じゅうじつ か
 の対応している様子なども参考にしながら、より充実したものにしていこうということが書かれてい
 ます。

しひょう さき ぼうとう もう あ じったいちょうさ しかい こんかい すうち
 指標につきましては、先ほど冒頭で申し上げました実態調査がまた次回ありますので、今回の数値
 で しかい すうち だ かんが
 が出たところで、次回のところの数値を出すというようなことを考えるとすると、あとはしょうがい
 さべつかいしょうしえんちいききょうぎかい みせっち よう ごうりてきはいりょ ちいき
 しゃ差別解消支援地域協議会というのが、これもまた未設置なんですね。要は合理的配慮を地域で
 すす きょうぎかい せっち しょくいんたいおうようりょう あ まえ
 進めていくための協議会なんですけれども、それを設置する。職員対応要領については、当たり前

ですけれども、^{みせってい}未設定なので、それは^{せってい}設定する。^{ごうりてきはいりよ}合理的配慮についての^{ししょくいん}市職員の^{じっしかいすう}実施回数です。

^{じぜん}すみません、^{くば}事前にお配りしたメールで^{てんぷ}添付したときには^{かい}ゼロ回になっていたんですけれども、^{じっさい}実際には^{さくねん}昨年1回^{かい}やっているのです。実は^{じつ}今年度も1回^{かい}やっではいるんですけれども、そういったところ、^{かい}1回と^{しゅうせい}修正したものが^{きじょう}机上にお配りされているかと思えますけれども、^{おも}そういうところの^{うんぬん}云々ですとか、^{みんかんじぎょうしゃ}あとは民間事業者に^{じっさい}実際に^{しゅうち}周知、^{みんかん}民間の事業者に来て^{じぎょうしゃ}くださいと言っても、^きなかなか^い厳しい^{きび}部分はあるんですけれども、^{ふぶん}取り^とあえず、^{しゅうち}こちらとしては^{どりょく}周知の努力は^{ひつよう}しなければいけないので、^{とう}必要な^わチラシ等、^{みんかん}なるべく^{じぎょうしゃ}分かりやすい、^{ふくし}民間の事業者でも^{かか}福祉とか、^{かか}そういったものに^{かか}ふだん^{かか}関わって^{ひと}いない人たちには^わ分かりにくい^{ふぶん}部分もあるので、^わ分かりやすい^{ひょうげん}表現を用いた^{もち}具体的な^{ぐだいてき}対応例などの^{たいおうれい}チラシなども^{はいふ}配布しては^{かんが}どうかと^{かんが}考えているところです。

^{かんれんしさく}関連施策は、これらのことに関して^{かん}関わっていくものを^{かか}列挙^{れっきょ}させていただいております。

これが①の^{せつめい}説明になります。

^{じぜん}事前に^{いいん}委員の皆様、^{みなさま}素案^{そあん}に対しての^{たい}御質問、^{ごしつもん}御意見^{ごいけん}をお願いしたいところ^{ねが}として、それは^{しりょう}資料2に^{しりょう}まとめ^{ごらん}させていただいているんですけれども、^{おも}資料2を^{おも}御覧^{おも}いただければと思えます。

1の①のところにつきましては、^{ごしつもん}まず御質問のところ^{ししょくいん}で「市職員の^{けんしゅう}研修^{ぜんししょくいんたいしりょう}について、全職員対象に^{ねん}2028年までに^{かいじっし}1回^{いみ}実施する」という意味ですか。それまでの^{あいだ}間、^{とし}年^{かいじっし}1回^{いみ}実施する」という意味ですか。」
 ということで、^{きほん}基本は^{ねん}年^{かいじっし}1回^{しひょう}実施することを^{ねん}指標^{かいじっし}として^{ねんかん}おるのですが、^{ねん}年^{かいじっし}1回^{ねんかん}実施して、^{ねんかん}6年間^{ねんかん}に^{しつ}ど^{しつ}れ^{しつ}ぐ^{しつ}らい^{しつ}の^{しつ}職員^{しつ}が^{しつ}そういう^{しつ}ことを^{しつ}できる^{しつ}のか^{しつ}という^{しつ}ところ^{しつ}もある^{しつ}か^{しつ}と思^{しつ}う^{しつ}んです^{しつ}けれども、^{しつ}実は^{しつ}私^{しつ}たちが^{しつ}主催^{しつ}して^{しつ}やる^{しつ}もの^{しつ}とは^{しつ}別に、^{しつ}既^{しつ}にも^{しつ}う^{しつ}数^{しつ}年^{しつ}前^{しつ}から^{しつ}国立^{しつ}市^{しつ}役^{しつ}所^{しつ}として^{しつ}は、^{しつ}ユニ^{しつ}バー^{しつ}サル^{しつ}マ^{しつ}ナー

検定けんていといって、おおむね合理的配慮ごうりてきはいりよのところの部分ぶぶんの内容ないようなんですけれども、そういった職員研修しょくいんけんしゅう

を未受講みじゅこうの職員しょくいんを対象たいしょうに毎年毎年実施まいとしまいとしじっししています。なので、私わたしどもが中心ちゅうしんになってやるものあわと併

せて、そちらの研修けんしゅうも受講じゅこうすることによって、より職員しょくいんの中なかでそういった合理的配慮ごうりてきはいりよについての

研修けんしゅうを受ける機会う きかいというものは率りつとしては増えてくるのかなというところふです。

なので、すみません、先ほどのゼロさきを1回かいにしたものを机上きじょうにということをお話ししたんですけれ

ども、ここの評価ひょうかの指標しひょうの書き方か かたについては、今申し上げたこといまもう あなども含めて再考ふくさせていただきた

い。考え直かんがさせていただきたいなおと思っおもているところぜんしょくいんでございます。いずれ全職員ぜんしょくいんがそういったこと

の研修けんしゅうを受けるということにはなるのかなということではあるかと思っおもうんですけれども、というこ

とが質問しつもんに対する回答たいです。あと、体制かいたう的には、全職員たいせいてきを対象ぜんしょくいんにするような事業たいしょうが既に動じぎょういている

ところうごです。

意見いけんです。「関連施設かんれんしせつの中に、児童なか・生徒じどう・一般市民せいとに対しての人権啓発いっばんしみんの推進たいを入れてほしい。

特にこれからの社会とくを担しゃがいっていく子どもたちこが人権じんけんの大切たいせつさを学まなぶことは大事だいじだと思う。」というこ

とで分かるわんですけれども、補足的ほそくてきに御説明ごせつめいさせていただきますと、関連施策かんれんしきくの一番最後いちばんさいごにボランテ

ィアセンターによる福祉教育事業ふくしきょういくじぎょう、通称つうしょうは福祉出前講座ふくしでまえこうざという表現ひょうげんで実施じっしされていますけれども、

それぞれの市内しないの各学校かがっこうに当事者とうじしゃの方々かたがたとボランティアセンタースタッフかたがたの方々でむが出向しょうがくせいいて、小学生、

中学生ちゅうがくせい、高校生こうこうせいに向けて、そういった当事者むのお話とうじしゃですとか、実際の体験はなし、生活じっさいしている中たいけんでの大変

さですとか、そういったお話はなしを聞きいていただく機会きかいを、ずっとこれもやっじぎょうっている事業じぎょうであります。

ここには当然とうぜん学校がっこうももちろん絡からむ、教育委員会きょういくいいんかいも絡からんでやっこんごっているわけなので、それは今後けいぞくも継続

してやっていくというところがありますので、そういった意味ではお子さんたちも、もちろん、そういった人権教育の機会を持っているというところではあるんですが、もちろん、それで全て賄えるということではないんですけども、基本的にそういったところがあるというところがありまして、なので、そういった意味では関連施策にはなりますけれども、実際の相談の文面のところで、子どもという表現は出てきていないところもありますので、確かにどこかで入れられたらということがありましたので、例えばなんですが、2ページの下から6行目から読みますと、「地域生活においてどのような困難を抱えているかについて」、ここに追加で「子どもから大人まで周知・啓発を進めるとともに、同じ市民であるという立場での」という形で、ここで「子どもから大人まで」という表現で、子どもに対してもやっていくんだよということを入れてはどうかということが事務局提案なんですけれども、承知していただければと思っております。

あと、資料の2ページ目を開いていただきまして、意見のところ「研修は早急に実施されるべき」ということで、実施していますし、これからも毎年やっていく体制になっているということ先ほど御説明いたしておりますので、ということになります。

施策1の①について御審議いただければと思います。

【寺島副会長】 ありがとうございます。今言われましたように、来年4月1日から民間の事業者も

合理的配慮の義務が課せられますので、各省庁は新しく推進だとか今パブリックコメントにたくさん出ていますので、より御関心がありましたら、所管省庁のウェブサイト、あるいはパブリックコメントを見ていただければ、どうなのかということが分かると思います。

うな部分にも関係してきているようなところがあるので、今、関根さんが言われたような形だったら

ちょっと違うふうに注釈をつけないと、今言われたようなことは指示できるんですけども、国土

交通省と文科省みたいないろいろな感じで出てくると、どこに頼ったらいいのかという話になって

くるので、国のほうも、そういうふうに言い始めているかもしれませんが、ちょっと考えていただ

きたいなと思うんです。

それから、3ページの「しょうがいのある人の選挙等参政の機会での支援」というのがあります。

私たちの団体で知的のしょうがいを持っていて、選挙では結構関係していて、例えばこの国立市の

選挙で考えると、2年後にはまた市長選みたいなのがありますね。国のほうが本当にやるかどうか知

らないけれども、今年中にひょっとしたら衆議院解散だみたいな話もあったりするので、これも

狛江市とか、そういうところで結構選挙についての研究なんかをやっているというのを聞いたこと

があるし、ただ、選挙管理委員会があまり乗り気ではないものですから、いわゆる法にのっとってや

っているんだから、何か言わないでよというぐらいな感じの、国立なんかでそういうのがあったりす

るから、これも気になる言葉だなというふうな感じがしています。

今答えていただいて、できれば心のバリアフリー、国土交通省、文科省とか、その辺のところを

参考にさせていただいて違う表現ができたらというふうに、関根さんの言われた表現のほうが私たち

としては受け入れやすいなと思っています。

【事務局】 心のバリアフリーを説明するような文言を文面に追記するような形では書いていなか

った、米印をつけて別なところで注釈をつけるという形よりは、文章の中に自然な形で、そう

いうことだよということを掲載するけいさいようなことですね。つけ加えたり、コメントくわしてみます。ありがとうございます。

【寺島副会長】 てらしまふくかいちょう ほかに何か御意見ごいけんはありますでしょうか。

【坪谷委員】 つぼたにいじん この「過去1年間かこねんかんにしょうがいや病氣びょうきを理由りゆうに不当な差別ふとうさべつを受けたうと感じたかんことはあると答えた人は●●人にん」は、実態調査じったいちようさの結果けっかの数値すうちをそのまま載せるのということだと思おもうんですけども、これはどうたなんですか。例えば、0.1、0.1%いみでやる意味ないじゃんみたいになりませんか。

この数字すうじがどうであれ、その結果けっかを載せるのということで、まずよろしいのでしょうかね。

【事務局】 じむきょく その数字すうじは出てきてはないので、なので実際じっさいに数字すうじもまだ入はいっていませんということもありますし、そこは開票率かいひょうりつとか、そういったところの問題もんだいがあるかと思おもいます。

【坪谷委員】 つぼたにいじん そうすると、データだの出し方かたを含むふく……。

【事務局】 じむきょく 実際じっさい、前回御説明ぜんかいごせつめい差し上げたとおり、全体ぜんたいで1500の客体きゃくたいで調査ちようさを実施じっししております。

これは本当に私わたしどものお恥はずかしい話はなしなんですけれども、市役所しやくしょでも前まえに御説明ごせつめい差し上げましたと

おり、差別さべつに当たるような設問あをつくってしまったせつもんりですとか、実際じっさいに窓口対応まどぐちたいおうの中で差別的な対応なか

があったりとかといったところもございますので、正直しやうじき言いまして、今の現いま状げんじようでは差別さべつがある、偏見へんけん

があるというようにんしきな認識くで国立市くにたちしでは思おもっておりますので、当然とうぜん当事者とうじしやの方かた々は、さらにその部分ぶぶん

までしっかり感かんじ取とっていただけおちると思おもいますので、あまりにも数値すうちが低ひくいというのは、正直しやうじき何なんと

く考かんがえにくいかなと思おもいます。もちろん、よければよいにこしたことはないのですが、結構けっこうきび厳しい

結果けっかが出るでのではないかとおもっております。

【坪谷委員】 ありがとうございます。出た後、誰かが見て、載せる、載せないの判断をされるのかどうかをちょっと確認したかっただけなので、どういう数字であれ出すということであれば全然構いません。

あともう一つ、この指標のところというのは、要するに、今までのところの説明があったのは、方向性というところがある。方向性という言葉があれなんです、要するに、現状課題に対する施策という理解でよろしいですか。施策に対する目標、指標を読むとよく分かるんですが、上から4つ、ほとんどが市役所、執行部的な行政に対する施策なんですね。一番下が民間事業所に向けてチラシを配布するということなんですけれども、差別を受けたと感じる人の割合、ごめんなさい、誰からかとか、いつという話がここに書いていないのであれなんですけれども、一番下だけが民間ということではないんですか。関連施策のほうが、要するに一般的な民間、そういう理解でいいんですか。やたら市の職員啓蒙というふうにあるので、市からそれをつけたみたいなき感じなんですけれども。

【事務局】 すみません、まず一番上は市ではないですね。町の中で普通に生活している中でということがありますので、いいですね。

あと地域協議会に関しては、市というよりは地域の当事者を含めた人たちということなので、別に市ではない。市がそこを設置する音頭取りはするんですけれども、結構かなと思います。

職員対応要領については、差別解消法にも明記されていて、それができていないと言ってまして市役所というのは、率先して合理的配慮についての取組をしなければいけないということで、まだできていないということで、そこは重要だろうということでもあります。すみません、そういった流

れなので、最後だけ民間というのが、この民間についても、来年4月からの義務化というところまで
 できているというところでありまして、市だけを意識している、市役所だけを意識しているというこ
 とではないのと、あと、すみません、方向性のところは、様々な事業だったり取組なんですけれども、
 必ずしもそういう何々事業とかということで当てはまらない部分もあるのと、加えて方向性の中に
 書かれているものは、全て指標としては上げられないという部分もあるんですけれども、すみません、
 御了承いただければと思っていますところです。

【坪谷委員】 ありがとうございます。大丈夫です。

【寺島副会長】 ほかに何か御意見がありましたらお願いします。

【三井委員】 指標のところの合理的配慮の民間事業者向けの周知のチラシ枚数があまりにも、これ
 は一応目標は2000枚で間違いないですかね。実態的に、例えば今、私たちの団体が教育委員会
 と連携して劇のチラシなんかを学校に配っていただいたりするやつは、1回につき5000枚、6000
 枚というんですね。だから、それでもなかなか周知してもらえるかというところで行くと、できれば
 もう1桁ぐらい、2万枚でも少ないかなと思うぐらいな、そのぐらい周知をしないと、合理的配慮っ
 て分からないんじゃないかなと。

【事務局】 この2000枚の数字なんですけれども、商工会に確認して、今、国立市内でどれぐらい
 の民間事業所があるのかというところを確認したところ、リアルタイムの数字、直近の数字が出なく
 て数年前になるんですけれども、3000事業所が市内にはあった。どうですか、コロナなので閉鎖し
 たお店が増えちゃったかどうか分かりませんが、あったということと、加えて現在、ただ、商工会

に登録している事業所はどれぐらいありますかということで大体2000 という数字が出てきたんですね。

具体的に商工会を通じてダイレクトに手元に、お店にちゃんと届くということで言えば、この2000枚という数字が妥当かなということで、ただ、もちろん、そういったルートとは別に、まちの中で配るとするのは別な話ではあるんですけども、そういった意味での2000枚であって、これですべて満たされているという感覚ではありませんし、合理的配慮については、市民も含めて周知をしていく中で、市民とはいっても国立市で働いている、国立市で起業している事業所の方々の手元に配られることがあるかもしれませんので、すみません、あえて事業者に直接ダイレクトに行くものとしての2000という数字というふうに御理解いただければと思います。

【寺島副会長】 ほかに何かございませんでしょうか。

【坪谷委員】 その指標の合理的配慮の下2つ、ここは書き方の問題かと思うんですけども、現状が1回、2022年度1回というのは分かるんですけども、その先、1回以上（2028年度）というのは、2028年にもう1回やれば良いというふうにと取られてしまうんですけども、これはどういう意味でしょうか。

【事務局】 すみません、ここについては、資料の書き方については再検討させていただきますと先ほど申し上げたんですけども、要は、研修はやっていくということなんですけれども、数字の挙げ方ですね。例えば受講した人の数を、延べ人数を累積していただくとか、そういった指標のほうがかかりやすいとか、伝わりやすい部分もあるのかなということも考えていますので、すみません、ここに

については今日お出したものとはちょっと違ったものに変えていこうとは思っているところがございます。

【坪谷委員】 承知しました。そういうことでしたら、今後、指標のところの数値の書き方に関しては、あまりここで議論する必要はないということによろしいですか。

【事務局】 先ほど職員研修の実施回数につきましては、事前に寄せられた御意見の中で全職員が受講できるような体制を整えてほしいというような形での御指摘がございましたので、それに対する回数であれば、例えば5人でも1回なわけですね。実際には50人近くの人数が入ってまいります。

私も市の職員は1000人ぐらひはおりますので、それを何回かずっと繰り返していくと、全員が受講していくというような仕組みにはなっているんですが、回数では全員が受講できる体制を整えてほしいという御意見に対しては、指標としては適切でないと考えましたので、先ほどのように指標については一部変えさせていただきたいというようなこちらのほうの提案をさせていただきました。

今回、指標につきましても、やはり御議論いただいて、例えばこういう指標がいいのではないかとかというところ、もしくは数値がこれは甘いのではないか。先ほど申し上げた2000ではなくて、2万になるかどうか分かりませんが、そういうところはぜひ御議論いただきたいと思っております。協議会として、これが目標であるというようなところで設定していただけるという項目でありますので、ぜひ審議をお願いいたします。

【坪谷委員】 ありがとうございます。そうしたら、提案は受け付けるということで、内容に関しては変わるかもしれないけれどもという意味合いくらいに読んでおけばいいですね。分かりました。

【寺島副会長】 ほかには何か委員の皆様から御意見はありますか。

【丸山委員】 合理的配慮、市職員の研修のことなんですけれども、これは将来的に民間にどうか、広く市民にとりか、そういう研修とか、全部同じ内容でなくてもいいと思うんですけれども、そういったことは考えられていないんですか。チラシだけだとちょっと難しいのかなと思って、実際に研修主催とか、それは市役所のレベルということではなくていいと思うんですけれども、実際にどういう部分での合理的配慮というものが考えられるのかというのを広く伝える機会がないと、言葉だけだとなかなか難しいのかなと。もちろん、市内だけでも難しいのかなと思うので、事業所向け、どういった事業所に向けるかというのはなかなか一概には言えないと思うんですが、そこを目標にしてもいいのかなというふうにはちょっと思いました。

【寺島副会長】 民間事業者を対象にするということをもっと強めたらどうかということですが、事務局、お願いします。

【事務局】 もちろん、そういった考えもないわけではないです。ただ、厳密に、だから、こういう取組もしたいと思っていますし、あと、研修という形ではなくても、そういう集まりとか、比較的そういった方々が集まって気やすいような場に出向いて行って、私たちのほうから、それをアピールする。研修という場になかなか仕事の合間を縫って来ていただくということは、正直どのぐらい、関心のある事業所さんはもちろん来てくれると思うので、無駄にはならないかと思うんですけれども、様々そういった機会を捉えて、チラシを配れば全てオーケーだという考えは全然ありませんので、やっていくということはあるのかなと思うんですけれども、指標として出していく分には、先の見通し

がちょっと立たないものですから、あえて数値的に出しやすいものというところで検討してきた次第でございます。そういったことは機会を捉えてやっていきたいと考えております。

【寺島副会長】 合理的配慮というのがよく分からないんですよ。誰も日本で分かっている人はないと思うんですよ。これはもともと合理的配慮というのは、アメリカでリハビリテーション法により出てきた概念なんですけれども、最初は目の見えない方がお茶くみができないというところから始まっているんですよ。お茶くみできないのに、だから、あなたは採用しないみたいなのをアメリカの社会で行っていたんですけれども、それが差別だと。仕事はできるにもかかわらず、お茶くみができないから採用しないというのは不合理ではないかというので、それはだめだというので合理的配慮 (Reasonable accommodation) というのができてきた。

そういう経過があったんですけれども、それがどんどん拡大して行って、今は合理的配慮って一体何が分からないみたいなことになっているんですけれども、私が思うには、多分しょうがいに基づく社会的障壁を除去するということなんですよ。結局、心のバリアフリーなんですよ。だから、ここに書いてあるのは、私は納得できるんですけれども、個々でしょうがいのある方たちが、これは差別されているのではないかといっぱい挙げていくということが重要だと思います。結局、あまりはつきり分からないんです。結局、心のバリアフリーって何と言われても、それぞれの人によって違うからね。

だから、そういう事例をどんどん重ねて行って、これはだめですよみたいなのを民間事業者の方に知らせていくということが重要なのではないかと考えておりますけれども、ちょっと余計なことを

い
言いましたけれども、そういうことなんです。

【本多委員】 私わたしも丸山まるやまさんの意見いけんに全面的ぜんめんできに賛成さんせいです。民間事業所みんかんじぎょうしょだけではなくて、一般いっぱんの方かたに向けても必要ひつようだおもと思っています。特に私わたしは知的しょうがいの方かたの支援しえんにかかかかって来たので、知的しょうがいの方かたたちが自分じぶんについて合理的配慮ごうりてきはいりよをしてほしいと発信はっしんするのはすごく難むずかしいです。そして、知的しょうがいの方かたや発達しょうがいの方かたへの合理的配慮ごうりてきはいりよってどんなものかというのが本当ほんとうに個別こべつなので、分わかっていただくのに難むずかしいおもなと思います。

先さきほど、しょうがいのあるなしに関わらずというインクルーシブな教育きょういくの話はなしもされてたかと思おもうんですけれども、例えば点字ブロックの上うへに自転車じてんしゃが放置ほうちされている、これはもう視覚しょうがいの方かたにとっては社会的障壁しゃかいてきしょうへきになると思うんですけれども、自転車じてんしゃが放置ほうちされている状況じょうきょうとそここに自転車じてんしゃを置おいてしまう人ひとの感覚かんかく、そういうことは子どものときからきちんと教おしえないと、何なにのためにこれがあるのかということから始はじまってきちんと教おしえていかないとだめかなと思おもっていて、そういうことことがなされないと、共生社会きょうせいしゃかいの実現じつげんにはほど遠とおいおもなと思いますので、研修けんしゅうがどういかたちう形かたちでできるかとか、役所やくしょの方かたがでむむ出向でむしていくとか、そういう形かたちはどうか、チラシ配布はいふとともに、動きうごが見えるみようなものをここの指標しひょうに入いれていただけるといいかなと思おもいました。民間事業者みんかんごとぎょうしゃや、主おもになっているのは事業所向けだじぎょうしょむとは思おもうんですけれども、でも、その先さきは一人一人ひとりひとりの人ひとを対たい象しょうにしていることことだだななと思おもいますので、何か文字なにかとして入はいるといいかなと思おもいました。

【寺島副会長】 民間の方みんかんに対するものは重要じゅうようだおもと思おもいますので、よろしくお願ねがいします。

時間じかんがもうなくなってきましたので、あと数分すうぶんしかありませんが、取りあえず1とが終おわったわけで

はなくて、今後のやり方としてはどうですか。一応今のお聞きした意見は反映させるといことで、
修正案を出していただけますか。

【事務局】 御意見をいただきました部分を含めて、次回、振り返りを行いますので、申し訳ないんですけれども、今回、素案を出す時間が短くなってしまいまして、事前補修の時間があまり取れなかったということもございます。次回までに期限を再度切らせていただいで、書面ですすいでいただくよ
うな形を、もし追加の意見がございましたら出していただいた上で、修正案を事務局から提案させて
いただきます、次回の振り返りとさせていただきますと思ひます。

【寺島副会長】 ありがとうございます。

最後の議題は日程とかの話ですか。お願いします。

【事務局】 日程の確認をさせていただければと思ひます。前回、8月31日の推進協議会の最後に、
13回目と14回目の推進協の日程の確認をさせていただいたところでございます。前回の推進協を
御欠席されておりました委員の方々にも確認をさせていただきました結果、13回につきましては12
月19日に開催をさせていただくこととし、14回につきましては来年、令和6年2月6日に開催させ
ていただくこととなりました。皆様、改めて日程を御確認いただいで、御出席いただければと思ひま
す。改めて皆様、13回目と14回目につきましては大丈夫でしょうか。

【寺島副会長】 予備日は。

【事務局】 予備日もこれから御説明をさせていただくんですけれども、13回目と14回目につきま
しての日程調整の確認をまずはさせていただきたいと思ひます。すみません、資料5を確認していた

おも
だければと思ひます。

てらしまふくかいちょう みなさま だいじょうぶ
【寺島副会長】 皆様、大丈夫でしょうか。

じむきょく だいじょうぶ いちおう かたち ちょうせい
【事務局】 大丈夫でしょうか。一応そういう形で調整をさせていただきましたので。

こんかい かいめ すいしんきょう かいさい よびび にっていちょうせい ちょうさひょう おく
今回、12回目の推進協の開催メールとともに、予備日についての日程調整の調査票を送らせて
いただいております。皆様に調査票の日程を確認していただいた結果、お伝えをさせていただきたい
おも
と思ひます。

よびび かんが なた つうじょう すいしんきょう げつ かい
まず、予備日の考え方なんですけれども、まずは通常の推進協は2か月に1回のものでして、12
がつ がつ かい かい のこ かい こんご ぎろん しんちやく
月、2月と13回、14回、残すところ2回というところになるんですけれども、今後の議論の進捗

じょうきょう かんが よびび すこ おお かいさい ぎろん
状況を考えますと、やはり予備日としてももう少し多めに開催をさせていただくことによって議論
ふか
を深めていただきたいというところもございますので、予備日を設けさせていただいております。

がつ がつ がつ よびび もう がつ にち らいねん
11月と1月と3月にそれぞれ予備日を設けさせていただいております、11月が7日、来年の1
がつ にち にち がつ にち みなさま ごよてい しゅうけい
月が23日と25日、3月が28日ということで、皆様からいただきました御予定を集計させていただ

がつ なのか なた かいさい じかい なのか やく げつご
いたところ、11月7日はこの形で開催をさせていただきたい。なので、次回は7日、約1か月後で
なのか かいさい なた おも
すけれども、7日に開催をさせていただくという形にさせていただければと思っております。

がつ がつ みなさま ごさんか にちもくようび
1月ですけれども、1月につきましては、皆様に御参加いただきますのが25日木曜日になりますの
がつ にち もくようび かいさい かんが
で、1月25日の木曜日に開催をさせていただければと考えております。

がつ がつ にち ごしゅつせき むすか いいん なた
そして、3月なんですけれども、3月28日につきましては、御出席が難しいという委員の方がい
がつ にち かいじょう お かんけい がつ にち かり かいさいび
らっしゃいますので、3月28日、会場の押さへの関係もございますので、3月28日を仮の開催日と

かたち うえ いったんかりかてい かたち かんが
 いろいろな形にさせていただいた上で、一旦仮確定というような形にさせていただければと考え
 ているんですけれども、いかがでしょうか。

(なし)

じむきょく あらた にっていとう かいじょう かくにん こうほびとう
 【事務局】 改めまして、その日程等、会場のほうも確認をさせていただきまして、ほかに候補日等
 がないかということも確認させていただきます。最後ですので、なるべく皆様に御出席いただける
 かたち じゅんぴ すず おも むすか
 ような形でこちら準備を進めさせていただければと思います。ただ、どうしても難しいという
 じょうきょう ばあい がつ にち かいさい かたち かりかてい かたち
 状況になった場合は、3月28日のほうで開催させていただく形で仮確定という形にさせていただ
 かんが ねが
 きたいと考えております。よろしく願いいたします。

てらしまふくかいちょう じかい がつ なのかかようび ごと じ
 【寺島副会長】 次回は11月7日火曜日午後7時からということで。

じむきょく ばしょ つた ばしょ よびひ みっか
 【事務局】 すみません、場所をお伝えしていなかったです。場所は、予備日、3日とも、いずれも
 くにたちしやくしょ かい いいんかいしつ ばしょ かい いいんかいしつ ばしょ
 国立市役所の2階の委員会室になります。なので、ここの場所ではなく、2階の委員会室という場所
 になりますので。

てらしまふくかいちょう がつ なのかかようび ごと じ かい いいんかいしつ じかい
 【寺島副会長】 11月7日火曜日の午後7時から、2階の委員会室で、次回はそうっております。
 ねが
 よろしく願いします。

しょう す もう わけ ほんじつ しんぎ お おも
 では、少し過ぎてしまって申し訳ありません。これで本日の審議は終わりたいと思います。ありが
 とうございました。